

平成24年8月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行ウ)第89号行政文書公開一部承諾決定取消等請求事件

口頭弁論終結の日 平成24年6月6日

判 決

神奈川県藤沢市大鋸1丁目6番16号

原 告 尾 形 浩  
同訴訟代理人弁護士 大 川 隆 司

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

被 告 藤 沢 市  
同 代 表 者 市 長 鈴 木 恒 夫  
同訴訟代理人弁護士 川 端 和 治  
処 分 行 政 庁 藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

主 文

- 1 藤沢市長が原告に対し平成23年10月17日付け  
でした行政文書公開一部承諾決定のうち、別紙目録記  
載の各情報の公開を拒否した部分を取り消す。
- 2 藤沢市長は、原告に対し、別紙目録記載の各情報を  
公開する旨の決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告が、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「本件条例」という。)に基づき行政文書の公開を請求したところ、藤沢市長

から、平成23年10月17日付けで、一部の公開を承諾し、別紙目録記載の情報（以下、同目録の番号に従い「本件情報1」などといい、併せて「本件各情報」という。）が記録された部分（以下「本件拒否部分」という。）の公開を拒否する旨の決定（以下「本件決定」という。）を受けたことから、被告に対し、本件決定のうち公開拒否部分（以下「本件拒否決定」という。）の取消しを求めるとともに、藤沢市長が本件拒否部分を公開する旨の決定をするよう命ずることを求める事案である。

## 2 本件条例の定め

(1) 本件条例6条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と定めているところ、同条2号ないし4号の内容は以下のとおりである。

### (2) 2号

「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」

### (3) 3号

「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の

間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」

(4) 4号

「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次のアからオまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものア（省略）

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウないしオ（省略）」

3 前提事実（争いのない事実並びに括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、平成23年10月3日付けで、藤沢市長に対し、請求に係る行政文書の内容を「江ノ島水族館跡地に係る公有財産取得依頼決裁書一式」として、行政文書の公開の請求をした（甲2）。

(2) 藤沢市長は、平成23年10月17日付けで、原告に対し、本件決定をし、下記のとおり理由により、本件拒否部分の公開を拒否するとして（本件拒否決定）、これを通知した（甲3）。

記

本件情報1ないし8について

土地の購入に係る計画の内容等に関する情報であり、事業用地の取得金額の支払が完了するまでの間は、公開することにより、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、本件条例6条3号に該当するため。

本件情報9及び10について

土地の購入に係る計画の内容を含む事業予定地における計画内容であり、

土地の購入に係る計画の内容を含む事業予定地における計画内容であり、公開することにより、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報であるとともに、公開することにより、経費が増大し事務事業の公正かつ円滑な執行を妨げたり、関係当事者間の信頼関係が損なわれたり、又は関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められる情報であることから、本件条例6条3号及び4号に該当するため。

- (3) 本件決定によりその一部が公開された文書（以下「本件文書」という。）は、被告が藤沢市土地開発公社（以下「公社」という。）に対し土地の先行取得を依頼するに当たって作成した文書であり、公有財産取得依頼決裁書、公有財産取得依頼書及びその添付書類としての案内図、公図写し、登記事項全部証明書、丈量図、現況平面図及び事業計画書（写し）から成る。

公有財産取得依頼決裁書は、起案・決裁・施行年月日がいずれも平成23年8月30日とされ、担当課、総務課、財政課の各部長等の決裁印が押されており、「次のとおり財産の取得を依頼してよいでしょうか。」との記載の下に、取得財産の分類は「行政財産」、財産の区分は「土地」、取得の方法は「購入 先行取得」、支障物件等の有無は「無」、取得しようとする財産の用途、目的等は「片瀬江ノ島駅周辺再整備事業用地」、取得希望年月日は「2011年12月末日」、先行取得財産の場合の買取予定年月日は「2015年3月末日」、予算額は「平成23年度公社予算」とされ、用地の予算額は非公開となっている（本件情報1）。また、2枚目に起案説明が記載されている。

公有財産取得依頼書は、作成年月日が平成23年8月30日とされ、都市計画課長から資産経営課長に対する依頼書として、「次のとおり財産の取得を依頼します。」との記載の下に、取得財産の分類が「行政財産」、財産の

区分が「土地」（「内訳は、別紙のとおり」とされ、別紙において「土地の表示等」の表題の下、「土地の表示等（藤沢市地内）」の欄に、所在地、地番、地目（公簿）及び地積（㎡）が、また、「所有者等」の欄に住所及び氏名が記載されているが、いずれも非公開となっている（本件情報2）。）と記載されているほか、公有財産取得依頼決裁書と同様の項目が記載され、用地の予算額は非公開となっている（本件情報1）。

また、添付書類として、案内図2枚（本件情報3。全部非公開）、公図写し（本件情報4。地番表示、公図、地番区域見出、所在、地番及び申請番号が非公開）、登記事項全部証明書（本件情報5。不動産番号、所在、地番、地目、地積、原因及びその日付（登記の日付）（法務省令による移記の日付を除く。）、登記の目的、受付年月日・受付番号、権利者その他の事項（法務省令による移記の日付を除く。）並びに整理番号が非公開）、丈量図（本件情報6。図面、求積表における全数値が非公開）、現況平面図（本件情報7。全部非公開）、公有財産取得依頼決裁書（写し）（本件情報8。用地の予算額が非公開）、事業計画書（写し）（本件情報9及び10。同計画書の8頁から9頁までの「③概算の事業費」部分及び別添図面「再整備計画 街区構成図」及び「再整備計画 街区構成図（イメージ）」の再整備計画区域を示す部分が非公開）が存在する。

本文書により先行取得の依頼の対象とされた土地（以下「本件土地」という。）は、旧江の島水族館跡地であり、その所有者は法人である。（以上、甲4、5、弁論の全趣旨）

(4) 被告は、平成23年10月26日、報道機関に対し、「旧江の島水族館跡地の土地取得の取り止めについて」と題する書面をもって、同土地の先行取得を取りやめることを発表し（甲8）、同月31日、公社に対し、先行取得依頼を取りやめる旨を通知した（弁論の全趣旨）。

(5) 原告は、同年11月10日、本件訴えを提起した。

#### 4 争点及び当事者の主張

##### (1) 本件条例6条2号該当性

###### (被告の主張)

本件各情報のうち、土地の購入に係る計画の内容等に関する情報（本件情報1ないし9）は、被告において、津波避難ビルや災害対策本部機能を備えた施設を早期に建設するため、所有者たる法人から購入しようとしていた土地の情報であり、公金の支出に関する未確定情報として本件条例6条3号に該当するものであったが、本件土地の先行取得を取りやめたことにより、未確定情報としての意味を喪失し、専ら本件土地を所有する法人の所有財産の価格、所在、地積、権利者及び現況に関する情報となった。

すなわち、本件情報1ないし9は、土地所有者たる法人からみれば、その土地の販売について協議したという法人の営業販売活動に関する情報であるとともに、重要な財産を売り渡そうとしたという信用に関する情報であり、また、所有不動産についての評価という経理に関する情報である。

本件土地の所在、地積、権利者及び現況に結びつけられた情報として、被告がこの財産の価格を幾らと評価したのかという情報が公開されると、その価格は、公的機関による評価額として、以後の法人の営業販売活動に決定的な影響を与え、それ以上の価格では事実上販売不能になるし、幾らで何を売ろうと協議していたのかという財産状況の情報として、当該法人の信用状態についての債権者等の判断にも影響を与えることとなる。また、法人の所有する不動産の評価額は、当該法人の債権者が開示請求することができないのはもちろん、株主でさえも極めて限定された条件の下でしか会計帳簿の閲覧・謄写請求ができないにもかかわらず、このような情報を何人も公開請求できるとすれば、本来非公開である法人の経理内容を何人にも公開させることとなるから、当該法人の事業上の活動利益の著しい侵害となることは明らかである。

したがって、本件情報1ないし9は、本件条例6条2号に該当する。

(原告の主張)

本件土地が旧江ノ島水族館跡地であることは、一部が公開された本件文書から明らかであるところ、本件拒否部分のうち、土地の所在、地積、権利者及び現況に関する情報（本件情報2ないし7）については、法務局において登記事項証明書、公図の写し、地積測量図の写しを請求することや、市販の住宅地図を購入したり、法務局や図書館でこれを閲覧したりすることによって何人でもアクセスすることができる情報であるから、これらの情報を公開することによって、土地所有者たる法人の利益を害する蓋然性はおよそ存在し得ない。

また、本件土地の価格に関する情報（本件情報1、8及び9）については、先行取得の対象地の予算額に関する記載であって、公社が先行取得する場合の上限価格、すなわち、公社から被告が買い取る場合の上限価格を示すものであって、本件土地の現所有者側の意向を直接反映するものではないから、これを公開したとしても、当該法人が同土地を幾らで売ろうと協議していたのかという情報が公開されることにはならない。しかも、本件土地は、被告が公共事業用地として取得することを予定しているのであるから、その取得価格は、公示価格規準主義による制約を受け、予算額もこの規制に則したものになるはずである。したがって、当該予算額には、当事者間の自由な交渉の結果が反映することは比較的少ないのであるから、当該情報を公開することによって、当該法人が公社との売買が不調に終わった後に進める商談において不利益を受ける蓋然性は客観的には存在し得ないというべきである。

したがって、本件情報1ないし9は、本件条例6条2号に該当しない。

(2) 本件条例6条3号該当性

(被告の主張)

本件情報10の「街区構成図」及び「街区構成図（イメージ）」は、未確

定の計画についての情報であるところ、同計画区域内には、再開発計画に基づく再開発ビル構想の位置、大きさ等が描かれている。同区域内には、民家や店舗等が存在しており、計画推進者である被告担当者において、今後、上記計画の内容をこれらの各権利者に説明することが予定されている。このような段階で、計画図という上記情報が公開されれば、上記各権利者は、第三者からの情報又は報道等により上記計画を知ることとなり、混乱や誤解を招くだけでなく、被告との信頼関係が損なわれ、事業の実現が不可能となるおそれがある。さらに、区域内の投機的な土地取引を助長し、不当な利益又は損害を受ける事態が発生する可能性がある。したがって、本件条例6条3号に該当する。

本件土地の先行取得は取りやめとなったが、片瀬江ノ島駅周辺における課題は変わらず、これを解決するため、被告においては、本件情報10の事業計画書の内容を再度修正・変更して、権利者や周辺住民と意見交換した上で事業を進めていく予定であり、修正・変更した新たな事業計画書、街区構成図等により説明することができる段階になれば、今回非公開としたイメージ図を公表する予定であり、それまでの時限的な非公開とするものである。

(原告の主張)

一部が公開された本件文書から、本件情報10の事業計画に係る街区構成がAないしC街区及びその他の4つによって構成されるものであること及びAないしC街区それぞれにおける施設建築物の用途や規模の詳細が判明している上、4つの街区の位置が計画区域上のどのあたりに設定されるかということも把握することができる(甲6のうちの「ゾーニングと導入すべき機能」題する添付図面参照)。

本件情報10の「街区構成図」及び「街区構成図(イメージ)」は、施設建築物の位置を図示したものと推測されるが、被告の予定している再開発事業が対象区域全部に及ぶものである以上、権利変換上の有利、不利は、施設



建築物と従前地の位置関係によって左右されるものではないから、被告主張のような混乱等を生ずるおそれはないというべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

##### (1) 本件文書作成の経緯

被告の都市計画課が平成23年4月7日付けで作成したとされる「都市再開発の方針における1号市街地の事業計画変更について」と題する文書（甲4）によれば、被告は、小田急電鉄片瀬江ノ島駅前地区について、藤沢都市計画再開発方針における「一号市街地」の「要整備地区」に位置づけしており、平成23年1月ころ、同地区につき、「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画」を策定したが、その後、上記地区内の旧江ノ島水族館跡地において、上記計画に反する開発計画があることが判明し、また、同年3月11日に発生した東日本大震災を受け、災害対策本部機能や津波避難場所機能を強化した計画へと変更する必要が生じたため、市街地整備の手法として市街地再開発事業によることを想定していた当初の計画を変更し、全体計画としては再開発手法をとるものの、同手法の場合は権利変換計画において権利者との調整や合意に長期間を要する可能性があるため、津波避難場所機能や災害対策本部機能の早期実現の観点から、計画区域の一部に先行整備地区を設定し、全体の再開発事業とは別事業として、用地取得を前提に、敷地単位での建築やPFI手法等も含めて課題の早期解決に向けた計画に変更することとされた。

上記文書には、同年4月13日付けで市長において決裁され、同日施行されたと記載されている（甲4）。

変更後の計画においては、計画区域がAないしC街区とその他の4つの区域で構成され、そのうちC街区が先行整備地区として位置づけられ、用地を取得して導入機能の早期実現を目指す地区とされた。C街区の施設建築物は再開発事業とは分離した別途事業によるものとし、上層部に津波災害におけ

る災害対策本部機能や津波避難場所機能を配置し早期実現を図るものとされ、下層部においては、当該地が元の江ノ島水族館発祥の地であることを踏まえ、海洋文化の発信拠点として学术交流や国際交流の場として、新たな拠点形成を目指すものとされた（以上、甲6）。

被告は、上記変更計画に基づき、C街区に当たる旧江ノ島水族館跡地を公社に先行取得させるため、平成23年8月30日付け公有財産取得依頼決裁書及び公有財産取得依頼書を作成した（甲5）。

## (2) 計画策定手続の不備の発覚

「都市再開発の方針における1号市街地の事業計画変更について」と題する文書（甲4）は、起案日が平成23年4月7日、決裁日及び施行日が同月13日と記載されていたが、実際に同文書が作成されたのはその2か月半余り後の同年6月28日であることが、同年10月22日の新聞報道によって判明し（甲7の1）、また、上記文書において、「平成23年1月に策定した都市再開発の方針における1号市街地片瀬地区の事業計画を変更するものです。」と記載された部分について、実際には、同事業計画の計画書が作成されたのは同年3月31日であったことが、同年10月26日の新聞報道によって判明した（甲7の2）。

## (3) 先行取得の取りやめ

被告は、同年10月26日、計画策定の手続に上記のとおり不備があることを認めた上で、旧江ノ島水族館跡地の先行取得を取りやめる旨を発表し、（甲7の3、8、弁論の全趣旨）、同月31日、公社に通知した。

## 2 本件拒否決定の適法性

- (1) 本件拒否決定の理由は前記第2の3(2)記載のとおりであるが、その直後に本件土地の先行取得が中止され、事情が変更したため、被告は、本件訴えにおいて、被告が本件土地を取得しようとしていることを前提とした上記理由とは異なり、本件土地の取得が中止されたことを前提とする理由をもって本

件拒否決定の適法性を主張し、原告はそれを前提として本件拒否決定の違法性を主張している。よって、以下、本件訴えにおいて被告の主張する新たな理由について、非公開情報該当性を検討することとする。

(2) 本件条例6条2号該当性

ア 本件情報2ないし7について

上記各情報は、先行取得の依頼の対象となった本件土地に関する情報であるから、本件土地の所有者たる法人に関する情報であるということができ、本件条例6条2号前段の「法人等に関する情報」に当たる。

被告は、上記各情報は、当該法人にとって、本件土地の売却について公社と協議したという営業販売活動に関する情報であり、重要な財産を売り渡そうとしたという信用に関する情報であるから、これを公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかし、本件土地が旧江ノ島水族館跡地であることは前記前提事実のとおりであり、当該先行取得依頼のために作成された本件文書のうち本件情報2ないし7が本件土地に関する情報であることは、容易に推認することができる。

そして、本件情報4の公図写しや同5の登記事項全部証明書は何人も容易に取得することができ、これらを取得することによって本件情報2の土地の所在地、地番、地目、地積、所有者等の住所氏名も容易に判明する情報であるから、これらを公開することによって上記土地の所有者たる法人の何らかの利益を害するおそれがあるとは考え難い。

本件情報3、6及び7の各図面についても、対象地が本件土地と判明している以上、このような情報が公開されたとしても、本件土地の所有者である法人において、直ちに被告主張のようなおそれが生ずるとまでいうことはできない。

したがって、本件情報2ないし7を公開することによって、法人の正当

な利益を害するおそれがあるということとはできないから、上記各情報は本件条例6条2号に該当しない。

なお、被告は、本件拒否部分の一部について、原告は既にその内容を把握している（甲11、12の1）のであるから、本件拒否決定の取消しを求める訴えの利益がないなどと主張するが、本件条例が請求者の知・不知によって情報公開手続の利用を制限しておらず、公文書の閲覧又は写しの交付という公開方法を定めていることに鑑みれば、本件条例5条の公開請求権者は、本件条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するというべきであるから、原告において当該文書を他の手段によって入手することができたとしても、当該文書の公開を拒否する旨の決定の取消しを求める訴えの利益は消滅するものではないと解するのが相当であり（最一判平成14年2月28日・民集56巻2号467頁参照）、被告の上記主張は失当である。

イ 本件情報1、8、9について

上記各情報は、先行取得の依頼の対象となった本件土地の取得に係る予算額に関する情報であるから、本件土地の所有者たる法人に関する情報に含まれるということができ、本件条例6条2号前段に当たる。

被告は、上記各情報を公開することにより、本件土地の所有者たる法人が土地を幾らで売ろうとしていたかが明らかになるとか、公的機関における評価額が明らかになることによって、今後本件土地を第三者に販売する場合において、被告の取得依頼価格が決定的な影響を与えるなど、自由な交渉による取引を阻害する要因となるから、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかしながら、本件情報1及び8の用地の予算額の部分は、被告が公社に本件土地の先行取得を依頼するに当たって、買取りの上限価額を記載し

たものにとどまるのであって、飽くまで本件土地を最終的に買い取ることとした被告の内部において決裁により決定した金額の記載にすぎない。したがって、同価額に当然に土地の現所有者である法人の意向が反映されているなどということはできないし、上記情報が公開されたとしても、直ちに当該法人が本件土地を幾らで売ろうとしていたかが明らかになるというものでもない。

また、被告は、被告による先行取得依頼価額が、今後当該法人が本件土地を第三者に売却する場合に決定的な影響を与えると主張するが、被告が土地の先行取得を依頼する場合における予算額の決定方法は証拠上明らかでないものの、被告内部における予算額にすぎない同価額が私人間の取引において決定的な影響を与えるとみることのできる根拠に乏しいといわざるを得ない。

なお、本件情報9については、先行取得の対象となる用地の予算額だけでなく、その他の事業費目も記載されている可能性があるが、これらが明らかになったからといって、本件土地の所有者である法人の何らかの利益を害するとは考えられない。

したがって、上記各情報を公開することにより、法人の正当な利益を害するおそれは存在しないというべきである。

ウ 以上のとおり、本件情報1ないし9は、いずれも本件条例6条2号に該当しないというべきである。

(3) 本件条例6条3号該当性（本件情報10）

本件情報10は、被告において実施することが予定されていた事業計画に関する情報であるから、被告内部における検討事項に関する情報であって、本件条例6条3号前段の「実施機関内部（一部省略）における審議、検討又は協議に関する情報」に当たる。

被告は、当該情報を公開することによって、未確定の情報が確定されたも

のと誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるなどと主張する。

しかし、未確定の計画の内容が公開されたとしても、今後実施される可能性のある計画に関する情報という前提で公開される限りでは、これが直ちに確定された計画と誤解されて被告主張のような混乱を生じさせるおそれがあるとはいい難い。

しかも、本件決定により公開された変更事業計画書（甲6）の記載内容から、当該計画の街区構成がAないしC街区及びその他の4区域で構成されること並びにそれぞれにおける施設建築物の用途や規模が明らかになっており、計画区域のうちどの部分がどの街区に当たるのかについても、同計画書に添付された「ゾーニングと導入すべき機能」と題する図面によりおおまかな位置が明らかになっているから、本件情報10には再開発計画に基づく再開発ビル構想の位置や大きさ等が描かれているとしても、これを公開することによって、直ちに市民の間に何らかの混乱を来す蓋然性があるとは考え難い。

また、被告は、C街区に当たる本件土地（旧江ノ島水族館跡地）の先行取得は取りやめとなったものの、今後も事業計画書の内容を修正して事業を推進していくのであるから、本件情報10が未確定の計画に関する情報であることに変わりはないなどと主張する。しかし、再開発事業とは別に進められていたC街区の先行整備は、本件土地の先行取得断念により中止せざるを得なくなったものというべきであり、本件土地が予定事業計画の中心部分に位置していること、今後も本件土地を取得する予定がたっていない（弁論の全趣旨）ことを考え合わせると、当初予定されていた事業計画は大幅な変更を余儀なくされるといわざるを得ない。そうすると、未確定の計画についての情報とはいえ、今後実現される可能性のない計画であることは明らかであり、しかも、本件土地の先行取得を断念したことが新聞等により報道されていることから、実現不可能の計画であることは周知されているということができ

る。したがって、このような計画に関する情報が公開されることにより、被告主張のような誤解による無用な混乱を招くおそれはないというべきである。

したがって、本件情報10は、本件条例6条3号に当たらない。

- (4) 以上によれば、本件各情報は、いずれも被告が本訴で主張する本件条例6条2号及び3号の非公開情報には該当しないから、本件拒否決定は違法というべきであり、その取消しを求める請求は理由がある。

### 3 義務付けの訴えについて

前記2のとおり、本件拒否決定の取消しを求める請求は理由があると認められ、かつ、本件拒否部分を公開すべきことは、その根拠となる本件条例6条柱書きから明らかであるから、藤沢市長が本件拒否部分を公開する旨の決定をするよう命ずることを求める請求は、行政事件訴訟法3条6項2号、37条の3第5項に照らして理由がある。

### 4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

佐 村 浩 之

裁判官

倉 地 康 弘

裁判官

小 堀 瑠 生 子

(別紙)

## 目 録

平成23年8月30日付け「公有財産取得依頼決裁書」(本目録において、以下「決裁書」という。)、同日付け「公有財産取得依頼書」(本目録において、以下「依頼書」という。)及びその添付書類のうち、下記の各記載部分

### 記

- 1 決裁書及び依頼書のうち、用地の予算額
- 2 依頼書のうち、「土地の表示等(藤沢市地内)」の所在地、地番、地目(公簿)及び地積(m<sup>2</sup>)の実測・公簿、「所有者等」の住所及び氏名
- 3 依頼書の添付書類である案内図(2枚)
- 4 依頼書の添付書類である公図写しのうち、地番表示、公図、地番区域見出、所在、地番及び申請番号
- 5 依頼書の添付書類である登記事項全部証明書のうち、不動産番号、所在、地番、地目、地積(m<sup>2</sup>)、原因及びその日付(登記の日付)(法務省令による移記の日付を除く。)、登記の目的、受付年月日・受付番号、権利者その他の事項(法務省令による移記の日付を除く。)並びに整理番号
- 6 依頼書の添付書類である丈量図のうち、図面、求積表における底辺、高さ、倍面積及び面積の値
- 7 依頼書の添付書類である現況平面図
- 8 依頼書の添付書類である「公有財産取得依頼決裁書(写し)」のうち、用地の予算額
- 9 依頼書の添付書類である「片瀬江ノ島駅前地区再整備計画 変更事業計画書」(写し)のうち、8頁から9頁までの「③概算の事業費」部分
- 10 上記9の変更事業計画書のうち、別添図面「再整備計画 街区構成図」及び「再整備計画 街区構成図(イメージ)」の再整備計画区域を示す部分



これは正本である。

平成24年8月1日

横浜地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 榎 田 賢

